

令和元年（2019 年）5 月 21 日

（令和 6 年（2024 年）4 月 4 日 一部改正）

各関係事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部  
自立支援担当課長

### 訓練等給付費の支給決定の更新に係る事業者意見書の提出等について

平素から、札幌市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

訓練等給付費に係る支給決定の更新に際しては、サービスの利用継続の必要性について、十分な評価・検討を行うこととされております。

また、自立訓練などの標準利用期間が設定されているサービスについては、標準利用期間がサービスの長期化を回避するために定められていることから、標準利用期間を超えてサービスの利用継続が必要な場合、市町村審査会（以下「審査会」という。）の個別協議を経て、必要性が認められた場合に、原則として 1 回、最大 1 年間の支給決定の更新（以下「再更新」という。）が可能です。また、本市では、真にやむを得ない場合については、再更新後であっても、特例的な更新（以下「特例更新」という。）を可能としています。

つきましては、訓練等給付費に係る支給決定の更新、再更新及び特例更新に係る取扱いについて、下記のとおり通知いたします。関係職員にご周知くださいますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 標準利用期間の範囲内での更新の手続きに係る取扱い

標準利用期間の範囲内での更新については、以下のとおりサービスの利用継続の必

要性を判断する。

(1) 対象サービス

自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援

(2) 手続きの流れ

ア 事業者意見書の提出

事業者は、サービスの利用継続が必要と思われる利用者がいる場合、「訓練等給付費に係る支給決定の更新についての事業者意見書」（別添1。以下「更新に係る事業者意見書」という。）を作成し、支給決定有効期間が終了する14日前までに区保健福祉部へ提出する。

イ 支給決定

区保健福祉部は、勘案事項調査及び更新に係る事業者意見書に基づき、以下に示す観点を踏まえて、サービスの利用継続の必要性を判断し、必要と認められる場合は、支給決定を行う。

(ア) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労定着支援

支給決定期間におけるサービス利用では十分な成果が得られず、かつ、サービスの利用継続による改善効果が具体的に見込まれるかどうか。

なお、支給決定を行う場合の有効期間は、標準利用期間から過去の支給決定期間を差引いた残りの範囲内で、1年間が上限となる。

(イ) 就労継続支援

それまでの利用実績、サービス管理責任者による評価等を踏まえ、一般就労や他の事業の利用が困難かどうか。

(3) 留意事項

ア 自立生活援助は、標準利用期間が1年であるため、障害者支援施設等からの退所等の都合により、1年未満で更新が必要な場合においても、更新に係る事業者意見書の提出は不要。

イ 休職から復職を目指す場合の自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援の一時利用に係る更新については、雇用先企業が定める休職

期間の終了までの間（上限2年）で、過去の支給決定期間を差引いた残りの範囲内で、6か月を上限として、1-(2)のとおり支給決定を受けることができる。

## 2 再更新に係る取扱い

標準利用期間を超えて更新する場合は、以下のとおり審査会での審査を経て、サービスの利用継続の必要性が認められた場合に限り、原則として1回、最大1年間の更新が可能である。

### (1) 対象サービス

自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、自立生活援助、共同生活援助（サテライト型住居・移行支援住居・退去後定着）

### (2) 手続きの流れ

#### ア 再更新に係る事業者意見書等の提出

事業者は、標準利用期間を超えてサービスの利用継続が必要と思われる利用者がある場合、以下の書類を作成し、支給決定有効期間が終了する1か月前までに区保健福祉部へ提出する。

(ア) 標準利用期間終了後の訓練等給付費に係る支給決定の更新についての事業者意見書（別添2。以下「再更新に係る事業者意見書」という。）

(イ) 個別支援計画

(ウ) 個別支援計画作成に当たって利用者に対して実施したアセスメントの内容を記録した書類

(エ) 個別支援計画による支援の実施結果（目標の達成状況等）（以下(ア)から(エ)までを併せて「再更新に係る事業者意見書等」という。）

※ (イ)から(エ)までは、直近に作成したものを提出すること

#### イ 支給決定

区保健福祉部は、勘案事項調査、再更新に係る事業者意見書等及び審査会の意見を踏まえ、1-(2)-イと同様にサービスの利用継続の必要性を判断し、支給決定を行う。

なお、共同生活援助（サテライト型住居・移行支援住居）の利用継続が必要と認められない場合であっても、サテライト型住居及び移行支援住居以外の共同生

活住居におけるサービス利用は可能。

#### ウ 留意事項

- (ア) 自立生活援助の再更新については、審査会の個別審議を経て必要性が認められた場合、回数の制限なく再更新することが認められている。
- (イ) 宿泊型自立訓練及び共同生活援助（サテライト型住居・移行支援住居）については、上記に沿って事務処理を行い、審査会での審査を経て再更新の必要性が認められた場合に、複数回の再更新（移行支援住居については合計6年まで）を決定することができるものとしている。
- (ウ) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）については、複数の障がい者を有する障がい者が、それぞれの障がい特性に応じた異なるプログラムによる支援を受けることによる効果が具体的に見込まれる場合、上記に沿って事務処理を行い、審査会での審査を経て必要性が認められた場合に、さらに最大1年間の更新を決定できるものとしている。
- (エ) 通常の事業所に雇用された後に労働時間を延長する場合の就労移行支援の一時的な利用及び共同生活援助の退去後定着における標準利用期間経過後の更新については、上記に沿って事務処理を行い、審査会での審査を経て再更新の必要性が認められた場合に、最大6か月（共同生活援助退去後定着については最大3か月）まで更新を決定できるものとしている。
- (オ) 通常の事業所に雇用された後に労働時間を延長する場合の就労継続支援の一時的な利用については、勘案事項調査及び再更新に係る事業所意見書等に基づき、延長の必要性が認められた場合、最大6か月まで更新を決定できるものとしている。

### 3 特例更新に係る取扱い

#### (1) 対象サービス

自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、共同生活援助（サテライト型住居・移行支援住居）

#### (2) 手続きの流れ

ア 利用者への案内文の送付

区保健福祉部は、利用者に対して、支給決定有効期間終了の3か月前に、特例更新に係る案内文及び申請書等を送付する。

#### イ 特例更新に係る事業者意見書等の提出

事業者は、真にやむを得ない事由により、サービスの利用継続が必要と思われる利用者がある場合、特例更新に係る事業者意見書（別添3）及び特例更新後の支援に係る個別支援計画を区保健福祉部へ提出する。

#### ウ 支給決定

区保健福祉部は、勘案事項調査及び特例更新に係る事業者意見書に基づき、以下に示す真にやむを得ない事由により、サービスの利用継続が必要と認められる場合は、必要な期間に限り、支給決定を行う。

##### 【真にやむを得ない事由】

- ① トライアル雇用若しくは精神障害者ステップアップ雇用利用中であること
- ② 採用を前提とした職場実習中であること
- ③ 就職が内定しており、就職を前提とした訓練中であること
- ④ 不測の事態により、宿泊型自立訓練の期間終了後における居住の場の確保が困難となり、一時的にサービスの利用継続が必要であること
- ⑤ サービスの利用継続による改善効果が具体的に見込まれ、かつ、サービスの利用継続がなければ、日常生活に著しい支障が生じると認められること

※ ①～③は当該期間中及び入社までの期間、④は退所までに必要と認められる期間、⑤は必要と認められる期間に限る

#### エ 留意事項

特例更新は、標準利用期間が設定されていることや再更新に条件があることなどの制度趣旨により、真にやむを得ないと認められる事由でなければ、認められない。

## 4 各サービスの支給決定の更新の取扱表

各サービスの支給決定の更新に係る取扱いについては以下のとおり。

サービスの種類	標準利用期間	複数回の再更新	特例更新対象
自立訓練（機能訓練）	1年6か月（※1）	○	○

自立訓練（生活訓練）	2年（※2）	○	○
宿泊型自立訓練	2年（※2）	○	○
就労移行支援（養成施設除く）	2年	○	○
就労移行支援（養成施設）	3年又は5年	○	○
就労継続支援	—	△	—
就労定着支援	3年（※3）	—	—
自立生活援助	1年	○	—
共同生活援助（サテライト型住居）	3年（※4）	○	○
共同生活援助（移行支援住居）	3年（※4）	○	○
共同生活援助（退去後定着）	3か月	○	×

※1 頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は3年間。

※2 長期入院していた又はこれに類する事由のある場合は、3年間。

※3 3年6か月から就労を継続した期間を除いた期間を超えて支給決定することはできない。

※4 共同生活援助に標準利用期間はないが、「介護給付費等の支給決定等について（平成19年3月23日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）にて、原則3年間の利用期間が定められている。

## 5 添付資料

- (1) 訓練等給付費に係る支給決定の更新についての事業者意見書 . . . . .様式1
- (2) 標準利用期間終了後の支給決定の更新についての事業者意見書 . . . . .様式2
- (3) 特例更新に係る事業者意見書 . . . . .様式3

## 6 関連通知の廃止

本通知の発出に伴い、以下の通知を廃止する。

訓練等給付費に係る支給決定の更新に係る事業者意見書の提出について（令和5年9月7日付け札障第825号） . . . . . 別添

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
 札幌市障がい福祉課給付管理係  
 TEL：011-211-2938 Fax：011-218-5181  
 E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp